# 4 法人 • 事務局運営部門

昨今の目まぐるしく変動する社会情勢や経済情勢の中にあって、本会の使命を果たし、市 民ニーズに対して迅速かつ的確に対応していくためには、その基盤となる法人運営を適正に 運営していかなければなりません。こうした状況を踏まえ法人・事務局運営の経営課題を整 理し、組織運営の効率化、財政基盤強化、人材育成等に以下のとおり取り組んでいきます。

# (1)役員組織等(理事会、評議員会の充実)

## 現状と課題

#### 理事会(理事、監事)

- ・本会の執行機関である理事会は、本会定款第6条の定めにより、役員は、理事15人、監事3 人構成で2年改選とし、理事の互選により会長1人、副会長3人を選任しています。
- ・本会の経営においては、組織の透明性と中立性、公正さが求められており、一層の役員の運営 面への積極的な参画が求められています。
- ・理事構成において、男女共同参画時代の中で女性理事の登用が少なく、女性の意見(女性団体の意見)を考慮した法人運営及び地域福祉の推進が弱く、理事選任規程の選任区分の検討が必要となっています。
- ・本会が合併し8年が経過した現在、一体感が醸成されつつあり副会長3人体制のあり方が議論 となっています。

#### 評議員会(評議員)

- ・本会の議決機関である評議員会は、本会定款第14条の定めにより市民の代表として、各関係 団体等からの推薦により40人で組織されておりますが、評議員会定数について、評議員会の 中で定数見直しについて提言されており、組織の合理化を図りつつ、効率的に評議員が運営面 に参画していく検討が必要となっています。
- ・本会の事業運営について理解を深めるための、研修、情報交換の場が不足しています。

#### <県内市町村社協理事定数 全33市町村社協>

(県社協調査による)

		理事定数 17 人	理事定数 15 人	理事定数 12 人以下		
1	<del></del> 节	2社協	7 社協	4 社協		
町	·村	0 社協	3 社協	17社協		

※最低理事定数 8 人 市社協平均 14.38 人 町村社協平均 11.45 人 全体平均 12.61 人

## <現在の本会の理事構成>

(1)本会支部長	6人	地域福祉の推進単位として位置づけ。
(2) 花巻市民生委員児童委員協議会の代表	1人	社協事業との関わりが深く、車でいう
		両輪である。
(3) 花巻市区長会の代表	1人	社協会費、共同募金活動に関わりが深
		く、また、市民代表として位置づけ。
(4)社会福祉関係団体の代表	2人	社会福祉法人審査基準により、理事構
(市老人クラブ代表、施設連絡協議会代表)		成とする。
(5)本会経営施設の施設長	1人	社会福祉法人審査基準により、理事構
		成とする。
(6)ボランティア活動団体の代表	1人	社会福祉法人審査基準により、理事構
		成とする。住民参画、協働として、市
		民活動代表。
(7)社会福祉事業について学識経験を有する者	2人	社会福祉法人審査基準により、理事構
		成とする。あらゆる分野に精通し、多
		角的見地で参画。
(8)関係行政機関の代表	1人	行政連携や公正・中立的立場で指導い
		ただく。

※市内女性団体 市婦人団体協議会、市更生保護女性の会、市保健推進員、市食生活改善推進協議会

## <県内市町村社協評議員定数 全33市町村社協>

	評議員定数	評議員定数	評議員定数	評議員定数		
	40 人	35 人~39 人	30 人~34 人	29 人以下		
市	3社協	4 社協	3 社協	3 社協		
町村	1社協	0 社協	6 社協	13社協		

※最低評議員定数 19 人 市社協平均 33.08 人 町村社協平均 26.85 人 全体平均 29.3 人

### <県内市町村社協副会長の状況 全33市町村社協>

	副会長3人制	副会長2人制	副会長1人制
市	2社協	10社協	1社協
町村	0 社協	14社協	6 社協

※市社協平均 2.08 人 町村社協平均 1.7 人 全体平均 1.85 人

#### 目 標

#### 理事会(理事、監事)

・理事会(役員)については、常に社会情勢や地域の状況を把握し、本会事務事業に対して検証、 評価することが必要であり、法人運営及び事業運営に経営者としての責任と自覚を持ち積極的 に社協運営に参画します。

- ・理事構成及び副会長の選任については、女性団体を含めた市内の各種団体、機関を対象に新た に構成とすることを検討し、積極的に女性理事の参画を求めると共に、副会長3人体制の見直 しを検討します。
- ・支部長連絡会議を組織し、支部活動の活性化と組織基盤の充実を図るために、定例開催とし充 実強化を図ると共に、同連絡会の代表、副代表等を社協理事に、理事以外の支部長を評議員と することを検討します。

#### 評議員会(評議員)

- ・評議員定数については、現状の本会支部代表、民生委員児童委員協議会代表を見直す方向で検 討し、定数を現在の40人から県内市町村社協平均並みの定数への見直しを検討します。
- ・評議員を対象とした研修会、情報交換会を開催し情報の共有を図ります。

## 具体策

#### 理事会(理事、監事)

- ・役員を対象とした研修会等を実施します。また、本会事業等への積極的な参画、参加機会を創 出するとともに、役職員の情報交換を行います。
- ・理事構成及び副会長3人体制について、見直しを行います。
- ・社協支部相互の情報交換、共有を図るとともに、理事構成のあり方を含めて組織強化を図るため、支部長連絡会議を立ち上げ組織の活性化を図ります。

#### 評議員会(評議員)

- ・評議員定数について、適正な定数を定めます。
- ・本会組織、事業運営、地域福祉事業等の理解のため研修会の開催及び本会職員との情報交換会の場を設けます。

# 具体策のスケジュール

(単位:年度)

実施項目	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
役員を対象と した研修会の	検討									
実施										
役職員との情 報交換の場の	検討									
報交換の場の設定										

実施項目	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
支部長連絡会 議の開催											
(年6回)											
副会長の3人体 制の見直し及 び定款改定	検討	定款変	定款変更								
理事選任規程の見直し	検討	選任規程	選任規程の改定								
評議員の定数 見直し及び定 款改定	定数検	討 <b>&gt;</b>	定款変更及び選任規程の改定							>	
評議員を対象 に研修、情報交 換会の実施	検討									<b>→</b>	

# (2) 事務局組織・機構の見直し(組織・機構の充実)

## 現状と課題

#### 現状の組織体制

- ・本会の事務局体制は総務課、地域福祉課、在宅福祉課の3課体制に加え、介護予防支援センター、養育センター、地域活動支援センター、就労継続支援B型、3支所、3デイサービスとなっています。
- ・職員数は、282名(平26年10月1日現在)であり、人事管理、労務管理、本会経理事務等は総務課が担っています。平成26年4月から、新会計基準に移行したことから経理(会計)事務を集中的に処理する経理係を総務課に設置しました。
- ・介護保険関連の組織についても、介護保険事業を統括する組織体制の必要性から在宅福祉課を 平成26年4月から設置しています。
- ・支部機能を含めた本会支所の効率的な地域福祉の推進体制として、本会 10 支部に、平成 26 年 4 月から地域福祉コーディネーター(CSW)を配置しています。その他、ボランティア支援 体制の推進を図るためボランティア活動センターを設置しています。

### 現状の相談体制

- ・平成26年度から、中央地域包括支援センターを含めた生活困窮者自立促進支援事業、生活・ 貸付相談等の本会相談業務を花巻市役所新館で行っています。
- ・各課、事業所毎に、あらゆる相談に対応していますが、多様化する問題の解決支援には、更 なる連携体制が必要となっています。
- ・平成27年度からの生活困窮者自立促進支援事業の本格実施を見据えて、相談体制のあり方が 検討課題となっています。

#### 目 標

#### 組織体制

- ・総務課の強化として、経理、会計事務の集中管理に伴う経理係と人事管理、労務管理を行う総 務企画係の組織体制の更なる充実を図ります。
- ・在宅福祉課設置に伴う、効率的な介護保険事業の統括の仕組みを構築します。
- ・本会支所を地域福祉推進の拠点として位置づけ、効率的、効果的な支部事業の展開と併せて、 地域住民との協働による地域福祉の推進を図ります。
- ・地域福祉コーディネーター(CSW)機能強化と地域への浸透を図ります。
- ・ボランティア活動センターの位置づけを明確にし、市民参加の充実と共に支え合う市民の福祉 意識の醸成に努めます。

#### 相談体制

・本会としての福祉総合相談のあり方として、家庭訪問等出向いての相談を積極的に行うなど、 ソフト面、ハード面のワンフロア・ワンストップを整えます。

## 具 体 策

#### 組織体制

- ・総務課総務企画係、経理係による人事、労務、給与、経理、会計事務等の集中管理と適切な人 員配置を行います。
- ・地域福祉課は、本会支所を地域福祉推進の拠点とし、支部活動を効率的、積極的に推進する地域福祉コーディネーター(CSW)が地域とのネットワークづくりをとおして、地域の福祉課題やニーズ把握に努めます。
- ・地域福祉課にボランティア活動センターを位置づけ、各種ボランティア講座の実施や地域課題 解決に特化した市民養成を行うなどの、地域福祉づくりの中核とします。
- ・在宅福祉課による本会支所介護保険事業所の効率的な統括できる組織体制とします。

## 相談体制

・平成26年度から市との連携の基に設置した相談機能の充実と本会各課、各事業所等横断的な相談体制と連携強化を図るため、定期的に相談担当者による情報交換会等を実施します。

# 具体策のスケジュール

(単位:年度)

									(+1114.	
実施項目	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
経理係、総務企 画係の適切な人	検討									
員配置										
在宅福祉課統括の仕組みと体制	検討									
整備										
地域福祉コーディネーター										
(CSW)機能強化										
ボランティア活 動センター充実 強化										
相談支援体制の 充実強化と情報	福祉	相談窓口	コの一元	化(ワン)	フロア、	ワンス	トップ)			
交換会の実施										